



# 令和4年度「よしかわ社協だより」第1号

## 社協ってなに？

発行日：令和4年9月25日 発行：吉川地区社会福祉協議会



### 会長のごあいさつ

吉川地区社会福祉協議会 会長 加藤 修  
 本年度、吉川地区社会福祉協議会会長を務めることになりました。今後ともよろしくお願いたします。  
 本年度の新事業として「よしかわ社協だより」第1号を発行し、社協活動の内容を皆様にご理解賜り、さらにご利用の促進を図りたいと思います。また、社協活動は幅広い分野にわたりますので、今回各種団体の支援を受け、策定委員会を立ち上げ、今後の方向性を見出して行きたいと思ひます。地域住民の皆様方が「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」の一助となるよう努力して参りたいと思ひます。

### 地区社会福祉協議会（地区社協）って？

その地域に暮らす住民の皆さんが話し合い、自分たちが住んでいる地域の生活・福祉の課題や困りごとの解決に向けて自分たちでできることを考え、具体的に活動していく、住民の皆さんの主体的な地域福祉活動を推進する任意の団体のことをいいます。おおむね小学校区を単位として組織されます。

（大阪市社協、岡山県社協 HP より）

### =令和4年度 吉川地区社会福祉協議会 三役=

- 会長 加藤 修 (区長会副会長)
- 副会長 冬井 光二 (外部有識者)
- 副会長 坂上 喜一 (老人クラブ 会長)
- 副会長 畠中 文夫 (西部地区民生児童委員 支部長)
- 会計 佐々木 寿尚 (区長会 会計)



### 吉川地区社会福祉協議会（吉川地区社協）にはどんな団体が入っている？





## 民生委員・児童委員って？

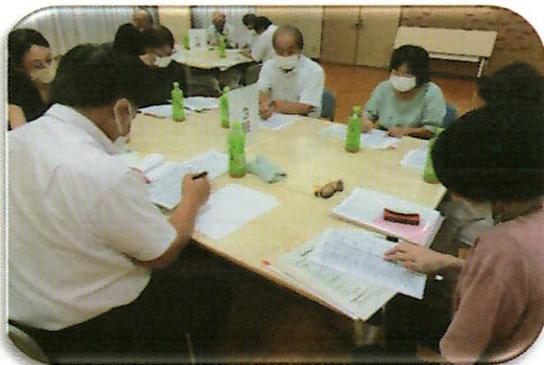
みんなが安全に安心して生活できる地域をつくるボランティアです。  
みなさんから困りごとや心配事を聞いて、助けてくれる人や場所を紹介する「つなぎ役」です。  
地域の推薦会で推薦され、国から依頼される地域の役割のひとつです。(厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員)。ボランティアなので無報酬です。任期は3年です。これらのルールは法律(民生委員法)で決まっています。  
(全国民生委員児童委員連合会「子供向けフリーペーパー『みんせい』」より)



## 「令和3年度アンケート結果」勉強会の内容

7月28日(木) 18:30~吉川地区社協の理事・常任理事等の方が約30名参加して吉川公民館大ホールにて実施されました。主な内容は次の通りです。

〈福祉委員について〉鯖江市社会福祉協議会の宮田さんから「地域での見守り」と題して、ご近所福祉ネットワークについての話がありました。それから、同協議会の吉田さんからは「福祉委員の役割」として、福祉委員の具体的な活動についての話がありました。



町内の情報交換も兼ねた勉強会となりました！

配布された資料です。必要な方は公民館に連絡ください。  
資料：「ご近所福祉ネットワーク活動の必要性」  
「ご近所福祉ネットワーク活動見守りチェックリスト」  
「始めよう！進めよう！ご近所福祉ネットワーク活動」  
「福祉委員の主な活動」

〈グループ討議〉参加者を5グループに分け、話し合いました。  
○テーマ1:「アンケート結果」  
○テーマ2:「各種団体や各町内での課題」  
その後、各グループから報告をしました。  
勉強会の記録は公民館にファイルを置いておきますので、詳しいことを知りたい方はご自由に閲覧ください。

## 〈今後の活動〉

- ① 吉川地区地域福祉活動計画の策定について  
今年度中に吉川地区社協の活動計画を作成することにしました。
- ② 策定委員のメンバー選出・策定委員事務局について
- ③ 「吉川地区社協だより」(仮称)の発行について  
年間、二回発行し、全世帯配付を計画しています。



安心して住み続けられる吉川地区を皆さんと作っていきましょう！